

1. (適用範囲)

本規定は、埼玉縣信用金庫（以下「当金庫」といいます）が店舗に設置する専用端末（タブレット）でお客さまご自身による入力にて取引を申込利用する「クイックサービス」（以下「本サービス」といいます）について適用されるものです。

2. (サービス内容)

- (1)本サービスでは、お客さまの「通帳」または「キャッシュカード」と後記4の暗証番号入力により当金庫所定の書類（伝票等）に記名（署名）および届出の印章による押印をすることなく専用端末（タブレット）取引のお取扱いをすることができます。ただし、法令等により印章による押印や署名が必要な取引は除きます。
- (2)前項の認証を行った預金口座から同一取引店の他預金口座へ振替する場合、当該振替先の預金口座については前項の認証を行うことなく入金手続きを行うことができます。

3. (利用者)

本サービスをご利用できるお客さまは以下のとおりです。

- (1)個人のお客さまは、ご本人さま（預金者）のみです。代理人の方はご利用できません。
- (2)法人等のお客さまは、代表者の方および代表者から取引の委任を受けている方です。なお、本サービスの申込みは代表者ご本人さまが手続きしてください。
※「成年後見制度に関する届出書」をご提出いただいているお客さまはご利用いただけません。

4. (暗証番号)

本サービスで利用する暗証番号は「キャッシュカード暗証番号」（キャッシュカード利用時）または新たにご登録いただく「クイックサービス専用の暗証番号」（通帳利用時）をご利用いただけます。「クイックサービス専用の暗証番号」は、「キャッシュカード暗証番号」と同様に適時変更することを推奨します。

5. (暗証番号等の管理)

キャッシュカード、通帳、暗証番号は厳重に管理をしてください。暗証番号は他人に知られないよう特に厳重な管理をしてください。また、他人に推測されやすい番号の利用は避けてください。

6. (暗証番号の変更)

「クイックサービス専用の暗証番号」を変更する場合は、専用端末（タブレット）にて現在使用している暗証番号を入力後に新しい暗証番号のご登録をしてください。
また、暗証番号を失念したお客さまは、ご利用の店舗で所定の手続きをしてください。

7. (暗証番号の取消等)

「クイックサービス専用の暗証番号」を取消する場合は、ご利用の店舗で所定の手続きをしてください。また、当事者の一方の都合によりいつでも取消することができます。

8. (取引の成立)

本サービスにて取引を申し込まれた場合は、当金庫が承諾した場合のみ取引が成立したものとみなします。

9. (本人確認)

本サービスのご利用にあたって、取引の正当な権限者であることを確認するため、本人確認書類等の提示を求められることがあります。この場合、当金庫が承諾するまでは、お申込みは成立しません。

10. (免責事項)

前記4に定める暗証番号による本人確認が正常に完了した場合は、当金庫はお客さま本人による本サービスの利用とみなし、専用端末（タブレット）、暗証番号等について当金庫の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責による場合を除き、当金庫は一切の責任は負いません。

11. (故障時等の取扱い)

停電、故障等により専用端末（タブレット）による取扱いが出来ない場合は、本サービスはご利用いただけません。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、各種預金規定およびキャッシュカード規定、振込規定により取扱います。

13. (規定の変更等)

- (1)本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2024年1月22日現在)